

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和3事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査件数が大幅に減少した令和2事務年度から、実地調査件数（6,317件）、追徴税額合計（560億円）は、ともに増加（対前事務年度比123.7%、116.2%）しました。

また、1件当たりの申告漏れ課税価格は3,530万円（対前事務年度比101.0%）となり、過去10年間で最高、1件当たりの追徴税額（886万円）は過去最高だった令和2事務年度に次いで2番目となりました。

○ 相続税の実地調査事績

事務年度等 項目		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	件 5,106	件 6,317	% 123.7
②	申告漏れ等の非違件数	件 4,475	件 5,532	% 123.6
③	非違割合 (②/①)	% 87.6	% 87.6	ポイント ▲0.1
④	重加算税賦課件数	件 719	件 858	% 119.3
⑤	重加算税賦課割合 (④/②)	% 16.1	% 15.5	ポイント ▲0.6
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)	億円 1,785	億円 2,230	% 124.9
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象	億円 319	億円 340	% 106.3
⑧	追徴 税 額	本税 億円 416	億円 486	% 116.8
⑨		加算税 億円 66	億円 74	% 112.6
⑩		合計 億円 482	億円 560	% 116.2
⑪	1 実地 件 地 当 調 た 査	申告漏れ課税価格 (⑥/①) ^(注) 万円 3,496	万円 3,530	% 101.0
⑫		追徴税額 (⑩/①) 万円 943	万円 886	% 93.9

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額(調査による増減分)を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額(調査による増減分)を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。